2019とよむ中城産業まつり

出店募集要項

とよむ中城産業まつり実行委員会

2019 とよむ中城産業まつり　出店募集要項

1　開催目的

中城村内で生産、製造又は提供される全産業の製品（以下「製品」という。）を村内外にアピールするとともに販売量と市場の拡大を図ることを目的に開催する。

また、製品の展示及び即売を通じて、生産、加工、販売及び消費する方々が交流や商談を行うことで、中城村の産業の振興と発展、更には住民生活の向上に寄与することはもちろんのこと、斬新な発想や消費者の声を反映した新たな製品や産業の誕生に寄与する。

2　主催

とよむ中城産業まつり実行委員会

3　共催

中城村、中城村農業委員会、中城村商工会、ＪＡおきなわ中城支店、
佐敷中城漁業協同組合中城支所

4　テーマ

「とても よい むら　中城　村の魅力を再発見！」

理由：とどろき響き、評判がいいという意味をもつ“とよむ”。その言葉にあやかり、村産業の発展を目指し、地元産品を自信をもって紹介しようという考え。

5．開催（出店）日時（両日出店可能なこと）

平成 31 年 1 月 19 日（土）午前 10 時から午後 7 時まで
平成 31 年 1 月 20 日（日）午前 10 時から午後 7 時まで

6．開催（出店）場所

吉の浦会館駐車場（中城村）

7．募集項目

飲食の部、手工芸品の部、農林水産の部、物産・商工製品の部

8．募集小間数

40 小間

※ 申込が募集小間数を超えた場合は、募集項目のバランス等を考慮して実行委員会事務局で出店事業者を決定します。

9．出店資格

中城村内に事業所または住所を有するもの。ただし、出店申込受付終了後、村内の出店業者と商品が競合しない場合に限り中城村外からの出店も可能としますが、その可否については事務局で判断いたします。

10. 出店基準

（１）中城村産品（村内の事業所で取扱われている商品）であること。
（２）食品衛生法、意匠法、計量法及び関連する諸法令等に違反しないもの。
（３）その他、実行委員会が出店に適当と認めたもの。

11. 出店に関する注意事項

（１）出店者は、指定された日時までに品名、価格、数量等を記載した一覧表（指定様式）を実行委員会事務局に提出すること。
（２）出店者は、出店小間に商号または会社名などを記入して掲示すること。
（３）出店物には、必ず品名、小売価格等を提示すること。
（４）出店者は、販売人または説明人を会場に派遣し、常駐させること。
（５）出店者は、製品の生産工程、特徴などを記載したパネルや印刷物、口頭などで製品・商品の紹介を行うこと。
（６）酒類販売や飲食業等で、臨時の免許や許可証が必要な事業所は、各自で申請、取得し各小間に掲示すること。
（７）火気を使用する出店者は、必ず消火器を用意すること。
（８）爆発物や危険物等の展示及び販売についてはこれを認めない。
（９）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定された事業所の出店については、これを認めない。
（10）その他、出店に関しては実行委員会の指示に従うこと。

12. 出店料

無料。ただし、ゴミの分別を確実に行い、生ごみは出店者が持ち帰るようご協力ください。

13. 出店スペース

1小間 3.6m×3.6m（2間×4間サイズのテントの半分で、仕切り及び横幕はありません。）
簡易営業に必要な資材やテーブル・椅子などの貸出はありません。

14. 供給電力量及び時間

1.5KW程度（供給する電力での電気使用料は無料。）
平成30年1月19日（土）午前9時から午後7時30分まで
平成30年1月20日（日）午前9時から午後8時00分まで

15. 出店申込期間

平成30年10月10日（水）から平成30年10月31日（水）の午後5時まで

16. 申込場所

（１）飲食の部
中城村役場企業立地・観光推進課（役場2階）電話098-895-2131 内線301
申込時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日除く）

（２）手工芸品の部
中城村役場企業立地・観光推進課（役場２階）　電話 098-895-2131 内線 301
申込時間：午前９時～午後５時（土・日・祝日除く）
（３）農林水産の部
中城村役場農林水産課（役場２階）　電話 098-895-2131 内線 313
申込時間：午前９時～午後５時（土・日・祝日除く）
（４）物産・商工製品
中城村商工会　　電話 098-895-2136
申込時間：午前９時～午後５時（土・日・祝日除く）

17. 申込方法

出店申込書（様式 1）に必要事項を記入後、法令により許可を必要とするものの販売に関する各種許可証や必要書類等の写し（コピー）を添付し、申込期間内に上記申込場所に提出して下さい。

※必要書類の例

① 飲食店用または簡易営業用の「営業許可証」のコピー（飲食の部、農林水産の部で加熱された魚貝類を出店する場合）

② 「酒類販売の移動小売免許」（酒類販売出店業者のみ）

18. 出店に関する事項

（１）出店の決定について

出店申込後、書類内容を審査し、出店許可または不許可する旨の通知書を代表者へ郵送します。（出店許可事業者に対しては、出店事業者説明会開催通知を同封します。）

（２）商品の販売方法等について

① 本産業まつりは、村産業の振興を図ることを目的に実施するため、期間中は定価より割安で販売すること。

② 指定された小間のテント外での商品販売は行わないこと。

③ 店舗の装飾は各自で行い、隣接する小間に支障がでないよう注意すること。

④ 各事業所は、両日共に必ず売り上げ等を報告すること。

（３）会場の保安

本まつり期間中（夜間も含む）の警備の配置は行いますが、万一盗難等にあった場合、主催者はその責任を負いかねます。自己の商品及び製品等並びに備品等の管理は出店者の責任において万全を期すこと。

（４）出店物搬入及び搬出日時

○搬入　平成 31 年 1 月 18 日（金）午後 1 時から午後 5 時まで
○搬出　平成 31 年 1 月 20 日（日）午後 7 時から午後 8 時まで

19. 申込後のスケジュール

○ 出店事業者説明会（出店場所の抽選等）
日時：平成 30 年 11 月下旬
場所：吉の浦会館　中会議室（予定）

20. その他

（１）出店業者駐車場について

① 本まつり会場内及びごさまる陸上競技場側駐車場は来場者及び吉の浦公園利用者専用とする。

② １事業所につき駐車券１枚・通行券２枚を発行する。

③ 事務局で出店業者用の駐車場を会場周辺に確保する。

（２）原状回復の請求について

会場内の施設及び備品等の破損や汚染が生じた場合、原状回復に係る費用について該当する出店業者へ別途請求する場合があります。

（３）その他

その他の注意事項等については、出店事業者説明会で配布する「出店マニュアル」をご参照下さい。

21. お問合せ先

とよむ中城産業まつり実行委員会事務局　＜中城村役場２階　企業立地・観光推進課内＞
電場番号：098-895-2131　内線 301　／　ＦＡＸ：098-895-3048